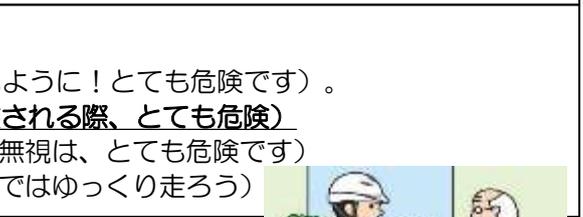


## 4 自転車通学の心得と約束

### (1) 自転車通学の心得（安全面を考慮して）

<p>① 通学用自転車を使用する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用する自転車は<b>通学用自転車または一般用自転車</b>。 （両立スタンドであり、荷台・かご付きの自転車）。</li> <li>マウンテンバイク・ドロップハンドル車・不正な改造（ハンドルや荷台の変形など）を行った自転車は認められません。</li> </ul>	
<p>② 点検・整備は必ず行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>点検や整備は安全のため必ず行いましょう。</b></li> <li>特にブレーキ・ベル・ライト・タイヤ。（パンク原因）</li> </ul>	
<p>③ 交通ルール・マナーを必ず守る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公道は<b>左側通行</b>です。（決して右側通行することがないように！とても危険です）。</li> <li><b>並列走行は決してしない。（自動車とすれ違う・追い越される際、とても危険）</b></li> <li>一時停止・信号遵守をきちんと守る。（飛び出しや信号無視は、とても危険です）</li> <li>周りの安全を確認しながら走行する。（見通しの悪い道ではゆっくり走ろう）</li> </ul>	
<p>④ ヘルメットはいかなるときも必ず着用する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>ヘルメットは「命」を守る大切な備品です。自転車を押す時も必ず着用です。</b></li> <li>ヘルメットが壊れた・紛失した場合には必ず先生に申し出ましょう。 （改めて購入するか相談してください。一定期間は貸すことも可能です）</li> <li><b>通学用以外の自転車</b>に乗る場合も、必ずヘルメットは着用しましょう。</li> </ul>	
<p>⑤ 自転車通学申請をし、所定のナンバーシールをつける</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書の提出は自転車をきちんと管理し、<b>盗難や紛失を防ぐため</b>です。</li> <li>シールが紛失した場合には必ず先生に申し出ましょう。</li> </ul>	
<p>⑥ 雨の日は傘差し運転をせず、カッパを着用する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>傘差し運転は道路交通法により、処罰されます。</b></li> <li>常にカッパを装備しておくといいでしょう。</li> </ul>	
<p>⑦ 申請した通学路を守り、登下校する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防犯上、申請した通学路を通りましょう。</li> <li>万が一帰宅が遅くなった場合や、朝遅れそうなとき、<b>申請された通学路を中心に見回る可能性があります。</b></li> </ul>	

### (2) その他の約束（大沢中生として）

上記の心得を守れない場合は自転車による通学が許可されません。また度重なる違反や悪質は違反行為があった場合は自転車による通学が取り消される場合がありますので注意してください。

<p>① <b>決められた場所に置こう</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自転車は決められた自転車置き場にきちんと置こう。</li> </ul> 	<p>② <b>カギは必ずかけよう</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カギをしっかりとかけ管理をきちんとしよう。</li> <li>カギを無くさないよう注意しよう。（昨年多し）</li> </ul> 
--	---